

中華人民共和國反不正競争法

新旧対照表

(条文の赤字部分は修正ポイント)

2018 年反不正競争法 2018 年 11 月 4 日、第 12 期全人代常務 委員会第 30 回会議にて改正	新改正不正競争法 2019 年 4 月 23 日第 13 期全人代常務委 員会第 10 回会議にて通過し、改正条項 は公表日から実施
第二章 不正競争行為	第二章 不正競争行為
<p>第 9 条 事業者は、次の各号に掲げる、営業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫またはその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。</p> <p>(2) 前号に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用しまたは他人に使用を許諾すること。</p> <p>(3) 取り決めまたは権利者の営業秘密保守に関する要求に違反して具有している営業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾すること。</p> <p>第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が前項に当該する違法行為であることを知りながら或いは知りうるにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害すると</p>	<p>第 9 条 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入又はその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。</p> <p>(2) 前号に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>(3) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反して保有している営業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾すること。</p> <p>(4) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反するよう他人を教唆、誘惑、幫助して権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>事業者以外のその他の自然人、法人又は非法人組織が前項に掲げた違法行為を実施する場合は、営業秘密を侵害する行為とみなされる。</p> <p>第三者は、営業秘密の権利者の従業員、</p>

<p>みなされる。本法において営業秘密とは公衆に知られていない、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保守措置を取った技術情報及び経営情報をいう。</p>	<p>元従業員又はその他組織、個人が第1項に掲げた違法行為を実施したことを知りながら又は知りうるにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害する行為とみなされる。</p> <p>本法において営業秘密とは公衆に知られていない、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等の商業情報をいう。</p>
<p>第四章 法律責任</p>	<p>第四章 法律責任</p>
<p>第 17 条 事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事責任を負わなければならない。</p> <p>事業者は、その合法的な権益が不正競争行為により損失を受けた場合、人民法院に訴えを提起することができる。</p> <p>不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。</p> <p>事業者が本法第 6 条、第 9 条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状</p>	<p>第 17 条 事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事責任を負わなければならない。</p> <p>事業者は、その合法的な権益が不正競争行為により損害を受けた場合、人民法院に訴えを提起することができる。</p> <p>不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。事業者が悪意をもって営業秘密に係る侵害行為を実施し、情状が重大である場合は、上述した方法で定めた金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。</p> <p>事業者が本法第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき500万元以下の賠償を権利者に与える判決</p>

<p>に基づき 300 万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。</p>	<p>を下す。</p>
<p>第 21 条 事業者が本法第 9 条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、50 万元以上 300 万元以下の過料を科すことができる。</p>	<p>第 21 条 事業者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織が本法第 9 条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、50 万元以上 500 万元以下の過料を科すことができる。</p>
	<p>第 32 条 営業秘密に係る侵害に関する民事裁判手続きにおいて、営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示し、主張する営業秘密に対して秘密保持措置を講じたことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行った場合は、侵害被疑者は権利者が主張した営業秘密が本法にいう営業秘密に属さないことを証明しなければならない。</p> <p>営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示し、その営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行い、かつ次の各号に掲げる証拠のいずれかを提供する場合は、侵害被疑者は営業秘密に係る侵害行為が存在しないことを証明しなければならない。</p> <p>(1) 侵害被疑者が営業秘密を獲得するルート又は機会があり、侵害被疑者が使用する情報が営業秘密と実質上同様であることを証明する証拠。</p> <p>(2) 営業秘密が侵害被疑者によりすでに開示、使用され、又は開示、使用される恐れがあることを証明する証拠。</p> <p>(3) 営業秘密が侵害被疑者に侵害されたことを証明するその他の証拠。</p>

出所：

2019年4月23日付け全国人民代表大会ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で新旧対照表
（日本語仮訳）を作成

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201904/b38134b1951e483796fcf5933f1edd00.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。